

四 保健衛生

(一) 健康管理と疾病予防

伝染病予防

戦後、劣悪な住宅事情や食糧難のなかで、集団生活を強いられ、医薬品の不足、衛生設備の不備等からさまざまな伝染病が流行した。特に外来伝染病のコレラ、発疹チフス、天然痘が全国各地に発生した。

佐賀県において発生件数が最も多かったのは赤痢で、昭和二十二年から二十六年までの五年間に三、三四三人の患者を出し、死亡者も四三七人にも上った。その後、生活環境の改善により、特に上水道や簡易水道等の普及等により赤痢患者は大幅に減少した。

昭和三十四年、指定伝染病となった急性白髄炎（小児マヒ）は、昭和三十五年西日本を中心に全国的に大流行した。この病気は、乳幼児がかかりやすく、発病すると四肢のマヒ等の症状が残るものが多く、乳幼児を持つ親の不安が高まり、大きな社会問題となった。予防対策としては、消毒の徹底とソークワクチンの接種がされるようになった。

更に、戦後発生した指定伝染病には、日本脳炎がある。昭和三十五年ごろまで猛威をふるったが、児童・生徒

に対する予防接種などが強化され、次第に下火になった。

佐賀県では、伝染病対策に力を入れるとともに、小児マヒ患者の呼吸困難による死亡を防止するため、県立病院好生館に「鉄の肺」といわれる機械を購入、肢体不自由児対策などを行った。そのため昭和五十年代に入ってから、伝染病はほとんど見られなくなった。

近年は医学の進歩、衛生思想の普及により、伝染病患者発生は激減したものの、その発生は全く予測できないものである。昭和四十五年十月設置された佐賀地区広域市町村圏協議会の広域整備事業の根幹計画の中で、佐賀地区伝染病舎の建設が取り上げられ、佐賀市が県立病院好生館に併設していた佐賀市伝染病棟跡地に新伝染病棟が設立されていたが、平成十二年四月一日新感染症予防法の施行により、市町村長の責務とされていた法定患者に対する医療行為業務が消滅したので、隔離病舎組合は平成十二年三月三十一日解散した。

久保田町には、昭和三十年頃まで、今の草木田の南桑畑に囲まれて、避病院と呼ばれる隔離病棟があった。

母子保健

母子保健対策は、戦後食糧難の時代に、妊産婦・乳幼児の健康状態の悪化が心配されたので、食糧の特配や占領軍物資の放出が行われた。昭和二十二年児童福祉法の制定により、母子対策が積極的に進められることになった。昭和四十年八月には、母子健康法が公布され母子の一貫した総合的な推進が図られることとなった。また、平成七年の地域保健法改正に伴い母子保健の実施主体が市町村に一元化され、多様化するニーズに対応するよう求められた。主な事業は母子健康手帳の交付、新生児家庭訪問、乳幼児保健指導、思春期保健事業、乳児健診、

一・六歳児健診、三・六歳児健診がある。

医療施設

院 長		所在地	
井上胃腸科外科医院	井上 哲朗	快 万	
宮原内科	宮原 洋一	横 江	
せとぐち内科	瀬戸口 洋一	久保田宿	
しまだこども医院	島田 興人	新 田	
下平歯科久富診療所	下平 格	久富西	
佐野歯科医院	佐野 豊	町 西	
そえしま歯科	副島 洋人	中 副	
こが接骨院	古賀 日出男	小 路	

老人保健

昭和五十七年八月、法律第八〇号によって公布された老人保健法は、同五十八年二月一日より施行された。この法律による老人保健制度は、本格的高齢社会の到来に備えて、市町村を実施主体とし四〇歳以上を対象に疾病の予防・治療・機能訓練等の保健事業を総合的に実施することにより、健康な老人づくりを目指している。

国の老人医療対策は昭和四十八年以来、医療保険各法による医療保険制度、老人福祉法による老人医療費支給制度、さらにかん健診などの公衆衛生サービスによって推進されてきたが、医療費の保障に偏り疾病の予防から機能訓練に至る保健事業の一貫性に欠けていた。厚生省は、長期的展望に立って、制度の基本的な在り方について、検討を続けた結果、老人保健法を制定した。本町で実施されている、血圧相談、栄養相談、肝疾患検診、基本健康診査等が同法に基づいて実施されている。

結核予防

戦後、環境の劣悪と物資の欠乏・衛生思想の低下等により、結核のまん延が著しく、国を挙げての重点施策として結核対策が、取り上げられ健康診断や予防思想の啓蒙等、結核撲滅運動が展開された。当時の日本は結核患者の死亡者数が、世界各国に比べ異状な程多かった。

そこで国は、昭和二十三年六月、予防接種法、昭和二十六年三月には、新しく結核予防法を公布施行し、ツベルクリン反応による陰性者にBCGの接種と同時に、X線による間接撮影、同直接撮影で早期発見に努めた。その後住環境の改善や新治療薬の開発、医療技術の進歩によって結核患者の数も減少し、完全に治癒するまでになった。

その他の各予防接種は、予防接種法に基づいて実施している。



血 圧 測 定

生活習慣病

老化現象により発病する慢性疾患の総称を成人病と呼んでいた。しかし、原因が老化に限らず生活習慣にあることに鑑み、平成八年より「生活習慣病」と改められた。脳卒中・がん・心臓病・糖尿病・骨粗鬆症・歯周病等がそれである。国における成人病対策は、がんの実態調査、成人病の基礎調査を経て昭和三十六年には総合的ながん対策として国立がんセンターが設置された。成人病への取り組みが、本格的に始まったのは昭和四十年代からで、昭和四十一年より胃がん、同四十二年度から子宮がんについて、検診車による集団検診、同四十八年から循環器疾患早期発見のための基礎的な健康診査について国庫補助が行われた。同六十二年度からは、肺がん検診、平成八年から乳がん検診を追加しがんの早期発見に努めている。また、町独自の肝がん検診を医療機関に委託して平成十年度から十三年度まで実施した。

生活習慣病対策としては、健康教育、健康相談、健康診査、機能訓練、訪問指導がある。また、保健センターを健康づくりの拠点として、保健サービスの充実をすすめ、保健婦、栄養士などの専門職種の人材確保育成に努め、若年期からの生活習慣病の予防や寝たきり、痴呆性老人の発生防止についての事業を充実させ、健康寿命の延長による生活の質の向上を図っている。

(二) 国民健康保険

わが国は、明治以来近代国家として欧米の諸制度を取り入れ、世界史上にも例をみない急速な発展を遂げてきた。社会保障制度についても明治初期の陸海軍人の恩給、次いで文官恩給、明治三十年代から大正にかけては官営諸企業の共済組合等の年金制度を中心に発展してきた。昭和二年からは民間の労働者を対象とする健康保健法の実施、さらに昭和十四年には民間では初めての年金制度を含めた総合的社会保障である船員保険法が制定された。

しかし、当時の国民の生活状況、衛生状態は近代国家の名に反して極めて劣悪であった。特に、昭和四年ごろからの経済恐慌、都市失業者の増加に伴い、労働者が生活難から農村へ帰郷するものが多く、農村の疲弊はその極に達していた。昭和六年に勃発した満州事変以来の富国強兵策に対し、当時の青年達が、これに応える健康状態が確保できていないという事態も問題となり、政府は昭和八年頃から国民健康保険制度の検討を開始し、昭和十三年七月に国民健康保険法が施行された。

これは、任意設立の組合方式で、昭和十九年には組合員数一万余、被保険者数四、一〇〇万人を超える程になったが、敗戦の混乱と戦後のインフレで、その大半が運営不能休止の止むなきに至った。

戦後、社会保障制度充実の要請から、国民健康保険の復活が求められ、昭和二十三年の法改正で、保険者は市町村とし、事務費や療養給付に対する国庫負担金制度が確立した。

これにより、保険給付は療養費の五〇%となり、その後の保険給付は、昭和三十八年十月に世帯主七〇%、四十二年一月には全世帯員に七〇%、さらに五十年からは、高額医療給付も制度化されるとともに被保険証が全国通用となった。その後、昭和五十八年二月高齢化社会の到来に備えた総合的な老人保険制度の実施、五十九年には人生八〇年型社会にふさわしい医療保険制度の大改革が行われ、国民健康保険に於いても高齢退職者及びその

被扶養者のための退職者医療制度が創設された。

昭和三十六年には皆保険制度となり全市町村に義務づけられた。以後は制度の改正に伴った対応が行われてきたが、経済成長による雇用の拡大、人口の移動、核家族化の進行等によって加入世帯及び被保険者数にも変動はあるが、近年の医療技術の進歩、生活水準の向上等により、人口の高齢化が急速に進み、老人医療費の高騰によって保険給付額も膨張している現状にある。

久保田町では、昭和五十七年十二月条例第三〇号によって、久保田町国民健康保険条例を定め、国民健康保険運営委員協議会を設置。国民健康保険の円滑な運営を図るため、被保険者を代表する委員三人、保険医または保険薬剤師を代表する委員三人、公益を代表する委員二人、九人で協議する。

(三) 保健関係団体

久保田町愛育班

昭和八年十二月二十三日、皇太子殿下（現在の天皇陛下）が誕生された時、天皇陛下から総理大臣に対し多額の御下賜金とともに「日本中のこどもと母親を心身ともによくするように」というお言葉があり、関係大臣と諮り、昭和九年三月「恩賜財団愛育会」が設立された。愛育会は当時ほとんど顧みられなかった母子福祉のための

事業に、第一步を踏み出した。

その大きな事業の一つが愛育村組織の普及と愛育班活動の促進であり、昭和十一年から全国的に愛育村の指定をし、十三年には母子の問題を総合的に研究する愛育研究所が設置され関係設備が次々に設けられた。その後名称や組織は変わっても愛育会創立の精神の上に新しい努力を続けている。

当時、わが国の乳児死亡率は極めて高く、一般に無関心であった。本会ではこれを憂え、その改善を目指し考案したのが今日の愛育班組織である。家庭訪問を基本とする愛育班の自主的、組織的および奉仕的な活動が、各地域に活発に行われ、地域の母子衛生は改善された。

久保田町でも町役場の働きかけと、婦人会の方々の理解と協力により早くからこの運動に取り組み、地味ではあるが、町の母子保健衛生の一旦を担い成果を挙げている。愛育班分班長 三十名

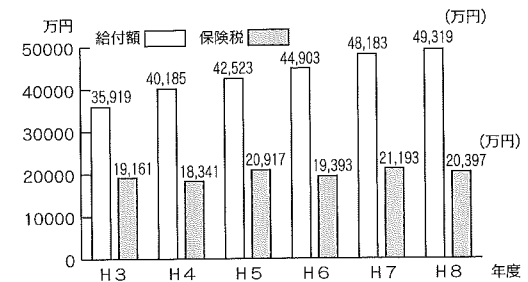
歴代会長

初代	塚本トヨ子	昭和四十八年七月	昭和五十八年三月
二代	古賀コズエ	昭和五十八年四月	昭和五十八年九月
三代	蘭 和子	昭和五十九年四月	平成十二年三月
四代	鶴丸ミドリ	平成十二年四月	現在

食生活改善推進協議会

昭和五十一年五月二十五日、栄養改善推進協議会として発足したが、平成元年四月一日から食生活改善推進協

国民健康保険税保健給付額の推移



資料：国民健康保険係（一般、退職、老人）

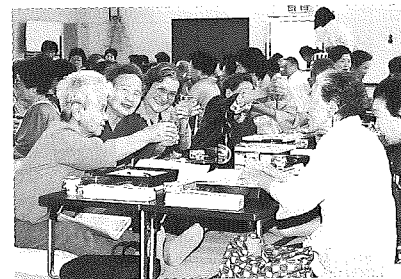
議会と名称をかえ現在まで続けられている。

この会は、県の保健行政の一環として保健所が、県民の健康・体位の向上・福祉の増進を目的に各市町村を指導し、市町村では地域婦人会や有志グループの協力により協議会が運営されてきた。

久保田町では、久保田町婦人会に食生活改善の重要性を訴え、全面的協力を得ることになった。年間行事は、栄養教室（年十回）部落巡回指導、母と子の料理教室、老人食指導、現在は社会福祉協議会と協力し年二回独居老人との会食会を、各ボランティアサークルの協力で開催されている。町主催の健康まつり等にも参加、食品の管理・食生活の重要性等を宣伝するなど、町民の食生活の向上に貢献している。

歴代会長

初代	高原シツエ	昭和五十二年四月	昭和五十六年三月
二代	永瀬 安子	五十六年四月	五十九年三月
三代	馬渡トヨ子	五十九年四月	平成三年三月
四代	吉富 百子	平成三年四月	七年三月
五代	永瀬 安子	七年四月	九年三月
六代	武富 澄子	九年四月	十二年三月
七代	川野 良子	十二年四月	現在



ふれあい会食会

(四) 環境衛生

し尿処理

農家にとってし尿は、重要な肥料としていたが、化学肥料の生産技術の進歩により、肥料が安価に入手できるようになり、昭和三十年代になると衛生思想の普及も行き届き、し尿の利用は減少した。また、便所の改良が進み水洗便所が多くなり、し尿の収集量は年々増加し、その処理が問題になってきた。

この問題を解決するため、多久市、小城市、牛津町、三日月町、芦刈町、久保田町、大和町の一市六町が行政の効率化を考慮し広域行政の一貫として、昭和三十九年三月三日、天山区共同衛生処理場組合を設立、処理能力一日七七キロリットルを牛津町に建設した。

さらに、同五十年には処理能力一日四五キロリットの施設が増設され、現在一日の処理能力一二二キロリットの施設で稼働している。この施設も長年の運転稼働のため、老朽化がすみ維持管理にも問題が多く、処理能力機能



し尿処理場（牛津）

し尿処理状況

区分	収 集 量			処 理 量		処理能力
	総 数	し 尿	浄化槽汚泥	総 数	1日平均	
平成元年	3,718	3,229	489	3,718	12.4	122
2年	3,843	3,402	441	3,843	13.1	122
3年	4,287	3,430	857	4,287	14.5	180
4年	4,321	3,593	728	4,321	14.6	180
5年	4,659	3,931	728	4,659	15.8	180
6年	4,512	3,531	981	4,512	15.3	180
7年	4,898	4,011	887	4,898	16.7	180
8年	5,053	3,996	1,057	5,053	17.2	180

資料：天山区衛生処理場

低下もみられるようになった。同六十三年度から平成二年度までの三年継続事業として、一日の処理能力一八〇キログラムの施設に改築、平成四年四月より稼動。

名称 天山地区共同衛生処理場
 所在 小城郡牛津町大字勝八六一番地
 処理能力 一日 一八〇キログラム
 稼動開始 昭和四十一年六月

塵芥処理

国民生活の向上と人口増加にともない、家庭より排出される塵芥の量も激増してきた。地域住民の環境衛生施設建設についての要請も在り、各町にも塵芥処理場が無かったため、広域行政の一貫として、小城町、三日月町、牛津町、芦刈町、久保田町、五町共同により昭和四十二年七月二十五日に、天山地区共同塵芥処理場組合を設立し、処理能力一六トの施設を牛津町に建設した。しかし、長年にわたる稼動による老朽化、人口の増加と清掃法の改正により全戸収集を行うことによる塵芥量の増大、多様化等に対応するため、昭和五十四年十一月一日から処理能力五〇トの施設を新たに現在地に建設し、昭和五十六年四月一日より稼動し、現在に至る。

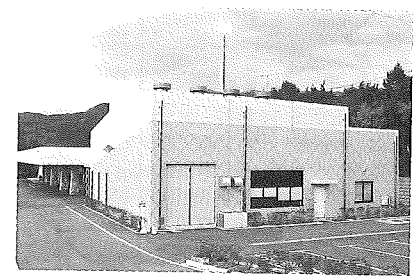
名称 天山地区共同塵芥処理場

所在地 小城郡牛津町大字柿樋瀬二一七四番地一
 処理能力 一日 五〇ト
 稼動開始 昭和四十三年九月一日

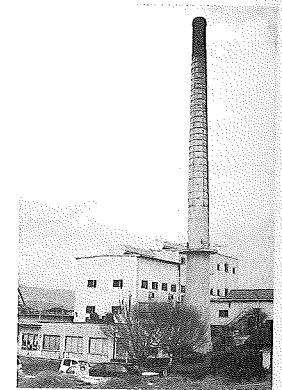
天山斎場

当時の市町営の火葬場は各市町共、老朽化が進み周辺の住宅建設や工場誘致等により、住民から移転の要望が強く、環境衛生を考慮して、多久市、小城町、三日月町、牛津町、芦刈町、久保田町の一市五町が一部事務組合として設立した。

名称 天山斎場
 所在地 多久市東多久町大字別府二九四九番地七四三
 施設 火葬炉 四基
 供用開始 昭和四十八年十二月一日



天山斎場 (多久市)



塵芥処理場 (牛津)

ごみ搬量の推移

(単位：t)

区分	総搬出量			処 理 量			1日平均搬出量	処理能力
	総 計	可燃物	不燃物	焼 去	埋 立	資源化量		
平成元年	1,073	873	200	873	40	160	2.9	50t
2年	1,072	845	227	845	45	181	2.3	〃
3年	1,222	960	262	960	65	197	3.4	〃
4年	1,187	949	238	949	53	185	3.3	〃
5年	1,297	1,025	272	1,025	33	239	3.6	〃
6年	1,410	1,144	266	1,144	48	218	3.9	〃
7年	1,467	1,220	247	1,220	37	210	4.0	〃
8年	1,546	1,286	260	1,286	34	226	4.2	〃

資料：天山地区塵芥処理場

事業計画概要	昭和三十二年
工事期間	昭和三十二年～平成十二年
総事業費	四六九億円
給水開始	平成十三年
計画給水人口	一六六、〇〇〇人(目標平成十七年度)
計画取水量	一日最大 五六、一〇〇立方メートル
計画給水量	〆 五三、三〇〇立方メートル

事業計画概要

事業名	水道用水供給事業
水源	佐賀導水(嘉瀬川表流水)
構成団体	武雄市 小城市 北方町 大町町 江北町 白石町 有明町 塩田町 西佐賀水道企業団(久保田町 三日月町 牛津町 芦刈町 福富町)

企業団の概要

名称	佐賀西部広域水道企業団
所在地	佐賀郡久保田町大字徳万一八六九
設立認可	昭和六十一年三月二十六日
企業団発足	昭和六十一年四月 一日
経営認可	昭和六十一年十月 一日

佐賀導水

佐賀導水は、筑後川、城原川及び嘉瀬川を導水路(管路、開水路)で連絡する流況調整河川(総延長:約23km)であり、洪水調節、内水排除、流水の正常な機能の維持(城原川、嘉瀬川の不特定用水の補給及び佐賀市内河川の浄化)並びに水道用水の開発を行うことが目的で、当企業団は、ここで開発される水道用水(0.65m³/秒)を水源とする。

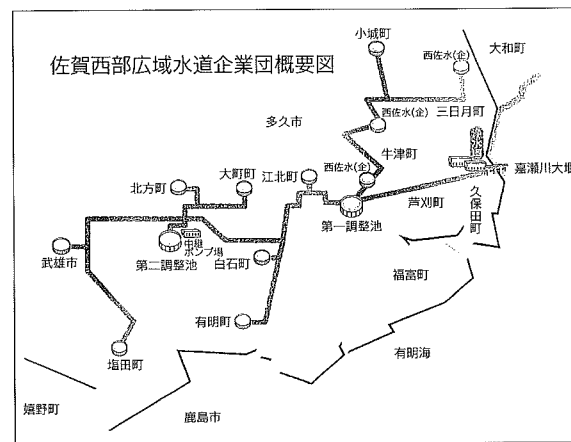
なお、佐賀導水の建設事業は、平成20年までの工期で進められているが、利水については平成13年度から共用が開始された。

(五) 佐賀西部広域水道企業団

佐賀西部地域は、地形的に水源に乏しく、また、水道水の大部分を地下水に依存し、地盤沈下のひとつもなっている。さらに、生活水準の向上や企業進出等により、水需要の増加が予想され、早急に水道水源の確保や水道施設の整備を行う必要がある。

このため、昭和六十一年に当企業団を設立し、県西部地域(二市一二町)に広域かつ計画的な水道の整備を行い水道用水の安定供給を図ることとした。この企業団は、県や市町などの地方公共団体の事務を他の地方公共団体と共同で処理するため設ける一部事務組合で、水道事業など地方公営企業の経営に関する事務を共同処理する場合、これを「企業団」という。

当企業団が行う水道用水供給事業は、嘉瀬川から取水した原水を浄水場で飲料水として処理したうえで、各市町の水道事業に送る、いわゆる水の「卸売り」で、各市町が行う水道事業は、この水を配水池から各家庭の蛇口まで届ける水の「小売」の仕事といえる。



配分水量

全体水量 五六、一〇〇立方貯
 内西佐賀水道企業団 九、八〇〇立方貯
 久保田町 六二九 芦刈 七〇 三月 四、四三〇 福富 二、五七四
 牛津 二、〇九七

西佐賀水道企業団

嘉瀬川の清流に沿った久保田町では、従来、水に困ることは殆ど無かった。しかし、自然環境の変化や人為的環境の移り変わりによって、地下水の流れや量に変動があり、特に炭鉱鉱害の影響を受けた、久保田、牛津、芦刈の三町を給水区域とし、臨時石炭鉱害復旧事業法に基づき、特別鉱害水道事業として昭和二十八年十二月一日着工し、昭和三十三年三月三十一日竣工した。昭和三十年十月一日、受益三町は県営水道協議会を設置し、昭和三十三年十月県有各施設の貸し付けを受けた協議会は西佐賀水道組合を設立した。さらに、昭和三十四年三月月町へ、昭和三十七年には福富町へ分水した。西佐賀水道組合は昭和四十一年「公営企業法」の改正により昭和四十二年三月西佐賀水道企業団と改称し昭和五十年十月一日分水の三月月町、福富町とも合併し、給水区域も五か町となった。

名称 西佐賀水道企業団
 所在地 佐賀郡久保田町大字徳万五七番地



西佐賀水道企業団

給水能力 一日 一八、九一〇立方貯
 給水開始 昭和三十三年四月一日

(六) 下水道の整備

美しい環境のもとで、健康で潤いのある快適な生活を維持したいと願うのは、総ての町民の理想とするところである。嘉瀬川の清流に沿い、川の恩恵をどこよりも受けてきた久保田町の水路は、何処よりも綺麗な水が流れなければならぬが、近年家庭用排水や産業排水など、生活環境の変化のなかで、水環境が汚濁されてきた。

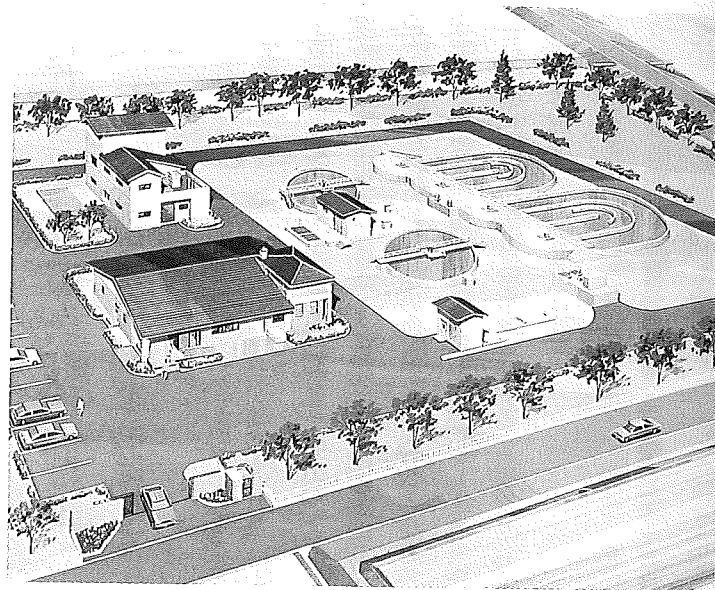
町では、新しい快適空間の実現をめざし、平成六年度から下水道整備二〇カ年計画を進めてきた。平成十年には、下新ヶ江地区農業集落排水処理施設が完成。平成十二年四月には農業排水事業久富地区処理施設が完成。処理施設の移動により、農業用水の水質保全および生活環境の改善などに大きく寄与することになる。

なお現在、江戸地区に農業集落排水事業が、平成十年度から平成十四年度完成を目指し工事が急がれている。

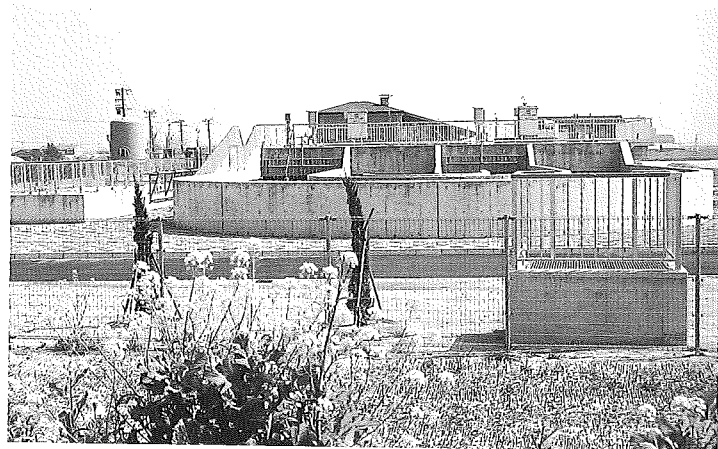
公共下水道事業計画

南部地区の農業集落排水事業が終了するが、平成八年度から公共下水道事業(第一期)を着工、平成十六年度同事業(二期)は、平成二十五年度完成を予定、工事は着々と進捗している。

この事業が完了すれば、水路の豊かな水資源が甦り、鮎や鯉が泳ぎ、とんぼや蝶の舞う美しい生活環境で快適

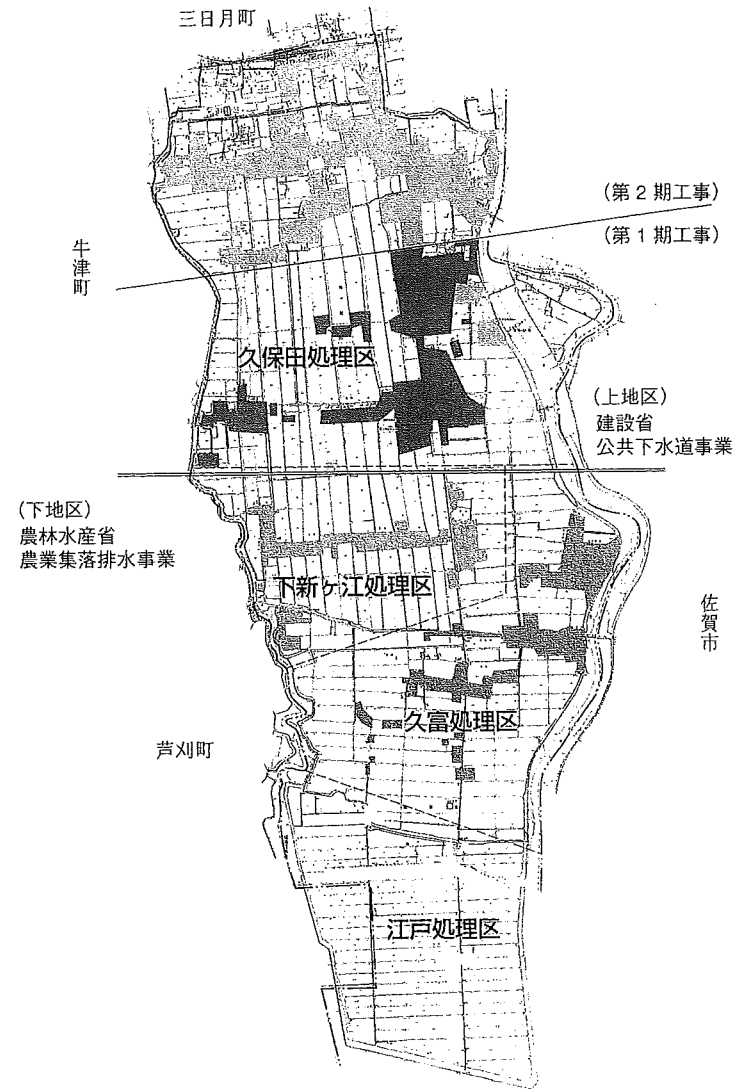


久保田町浄化センター完成図（上新ヶ江）



浄化槽

久保田町下水道等整備構想図



な暮らししを謳歌できると信ずる。これも我々町民の愛郷心にかかっている。